

【緊急！】消費者トラブル注意報 第48号

—災害に便乗した悪質な勧誘に注意—

この度の災害において、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

家屋の修理などをはじめとして、災害に便乗し、不安をあおるような悪質なケースが発生することが考えられますので、家族や周囲の人とも相談して、冷静に対応してください。

起こり得るケースと対応アドバイス

1. 家の修理に関するトラブル

家の一部が破損してしまった。突然、業者が家にやってきて、「早く工事をしないと大変なことになる」と言われ、不安になり、その場で契約をしてしまった。その後、調べたところ、契約した工法は、高額で効果の低いものだった、というケースがあります。

<アドバイス>

直ちに依頼をしないで、業者からの説明を聞き、家族などと相談をしましょう。業者の説明をうのみにせず、複数の業者から見積を取り、十分な検討をしたうえで契約しましょう。

2. 携帯電話に届いたメールによる架空請求

携帯電話に「地震速報」というタイトルのメールが届いた。メールを確認すると「詳細情報はこちら」とあったため、添付されていたアドレス（URL）をクリックしたところ、出会い系サイトにつながったというケースがあります。

<アドバイス>

地震に関連した内容でも、心当たりのない電子メールの開封や、その中にあるアドレス（URL）のクリックはよく考えてから行いましょう。

3. 義援金詐欺

「義援金を集めている」と言う人が家に来て、断ったがなかなか帰ってくれなかった。その後、外で待っていた仲間と「うまくいかない」などと話をしており、義援金詐欺を疑われるケースがあります。

<アドバイス>

被災者支援の募金を装って金銭をだまし取る義援金詐欺と疑われる相談が寄せられています。

4. 不動産賃借に関するトラブル

地震による建物の被害について「家主に修繕を求めたがなかなか対応してもらえない」というケースがあります。

<アドバイス>

契約書等の資料とともに消費生活センターに相談してください。

この他にも、様々なトラブルが発生する恐れがあります。おかしいと思った時は、県や各市消費生活センターまたは町村の消費生活相談窓口にご相談下さい。

熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで)